

参議院地方行政委員会會議録第二十八号

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)午
前十一時十四分開会

委員の異動

四月二十五日委員安井謙君、齋藤昇
君、小幡治和君、笹森順造君、田中啓
一君、岡田宗司君及び佐藤尚武君辭任
につき、その補欠として木崎虎藏君、
川村松助君、横川信夫君、大谷實雄
君、宮澤喜一君、小笠原二三男君及び
野田俊作君を議長において指名した。
本日委員小笠原二三男君辭任につき、
その補欠として佐多忠隆君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 森下 政一君
小林 武治君

委員

大谷 實雄君
木島 虎藏君
佐野 廣君
堀 末治君
宮澤 喜一君
横川 信夫君
中田 吉雄君
松澤 兼人君

政府委員
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

自治庁財政
部財政課長 柴田 護君

本日の會議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○地方財政の再建等のための公共事業
に係る国庫負担等の臨時特例に關す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方財政法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) 會議を開き
ます。

委員の異動がございましたから、御
報告申し上げます。委員安井謙君、齋
藤昇君、小幡治和君、笹森順造君、田
中啓一君、岡田宗司君、佐藤尚武君、
これは、いずれも昨日付辭任せられま
した。新たに木島虎藏君、川村松助
君、横川信夫君、大谷實雄君、宮澤喜
一君、小笠原二三男君、野田俊作君が
それぞれ委員に任命せられました。本
日付委員小笠原二三男君は辭任され、
新たに佐多忠隆君が委員に任命せられ
ました。御報告申し上げておきます。

○委員長(松岡平市君) 本日は、前回
に引き続き、地方交付税法の一部を改
正する法律案、地方財政の再建等のた
めの公共事業に係る国庫負担等の臨時
特例に關する法律案、地方財政法等の
一部を改正する法律案、以上三案を便
宜一括して議題に供し、質疑を行いま
す。質疑のおありの方は、順次御発言

願います。

○中田吉雄君 地方財政平衡交付金が
地方交付税に変わったことによつて、地
方公共団体の予算編成の方針その他
に、期待しているようなことが起きま
したか。やはり平衡交付金の場合と交
付税の場合とは違ひ、平衡交付金とは
違つたことを期待して、やはり交付税
に改められたわけなんだと思うのです
が、あてがい扶持という表現が悪い
のですが、自主性を持たしてきちん
とやってやるということ、好ましい何
らかの変化が起きているのですか。

○政府委員(後藤博君) 交付金制度を
交付税に直す一つの趣旨は、毎年交付
金の増額をめぐつて、いろいろ政治的
な動きがあったのを、ある程度そうい
う問題はなくしようという考え方が一
つあったのであります。そういう点か
ら申しますと、基礎になります三税の
自然増収が年々ございます関係から
いたしまして、当然に一定の率でもつ
てくるということになりましたので、
従来のような、政治的な運動というの
が大分緩和されてきておるといふのが
政治的効果であると思ひます。

それから一つは、事務的に申しまし
ても、三税が決定いたしますれば、大
体その率が二十五とか二十二とかい
ふことであつて参ります。その交付税
法の財政需要の見方が変らなければ、
大体どのくらい自分のところに来るだ
ろうかというところの確に出来るわ
けであります。これは、団体によつて
違ひますが、従来健全財政をやつてい

る団体におきましては、ほとんどこの
交付税の額というものは、自分で算定
した額と私どもが配付いたしましたも
のと違つておりません。そういう意味
で、安定したと言ふことが出来るの
じゃないかと思つております。昨年の
ような、初めから二十五を組んだり、二
十七を組んだりするような団体がござ
いますれば、もちろん政治的な含みを
持った予算ということになります。が、
そうでない、まじめな団体はちゃんと
二十二で組んでおられます。それは、
大体その予定の交付税の額は確保され
るということ、従来より見ますと
と、安定したようなことになってい
ると私は考へております。

○中田吉雄君 今度、率が二十二から
五に変わつていのですが、この地方交
付税法の第六條の三の第二項ですね。
六條の三の第二項に、「毎年度分とし
て交付すべき普通交付税の総額が引き
続き」とあるのです。引き続き第三
十條第二項本文の規定によつて各地方
団体について算定した額の合算額と著
しく異なることとなつた場合において
は、「率の変更をする。」「引き続き」と
いふのは、一体これは、引き続きとい
ふ何年くらい変つたら、そしてその総額
に「著しく」といふ、「著しく」はお
よそどれくらい引く額になるもので
すか。

○政府委員(後藤博君) 六條の三の二
項は、これは、交付税率の率の変更を
行う場合の規定であります。この場
合の「引き続き」と申しますのは、大

体二、三年というふうに私どもは解釈
しております。最小限度二年以上、こ
う考へております。

それから「著しく」といふのは、財
源不足額とそれから交付税額の差で、
財源不足額の方が一割以上多くなつた
ような場合、大体そういうふうにか
考へております。

○中田吉雄君 一割。

○政府委員(後藤博君) はあ。

○中田吉雄君 差が一割という、地
方交付税が千六百二十七億、たとえ
ばことしでいうと……

○政府委員(後藤博君) 交付税と申し
ますと、千六百億の九二%が普通交付
税であります。普通交付税の額が大体
財源不足額をカバーするわけであり
ます。そのカバーするものより財源不足
額の方が多くなりまして、その差が普
通交付税の一割を出たような場合をわ
れわれは考へております。大体額にし
ますと、百億くらいになるかと思ひ
ます。

○中田吉雄君 そうすると、その百億
程度不足になれば、地方公共団体で自
主的な調整がでけないというふうに見
ていいわけですか。その基準です。

○政府委員(後藤博君) そういう場合
には、ここに書いてありますように、
地方財政もしくは地方行政にかかる制
度の改正をいたしますか、率の変更
をしなればならない状態にきたもの
とわれわれは考へております。

○中田吉雄君 ですから、それはやは
りもう自主的な調整の限界外というこ

とですか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃる通りであります。

○中田吉雄君 この地方財政計画は、地方財政交付金のときのような意義は持っていないと思うのですが、しかし、この二五%が妥当かどうかというのをきめる前には、やはり財政計画をまず検討せなければならぬと思うのです。その適否が一つ判断する重要な基礎資料になると思う。だから、二五%でいいかどうか、ただ国の財政需要その他から、あてがい扶持のようなどきにきびしく地方財政が組まれておりはしないかというのをもう一ぺん、二五%が妥当な金額なのかどうか、この地方財政計画をもう一ぺん、二五%でいいかどうか、これを説明されたのは……やはりもう一ぺん、地方財政計画との関連なしには、二五%で、これがほんとうに無理がないかどうかと言うことが、私でできないじゃないかと思うのです。

○政府委員(後藤博君) この交付税の考え方はどういふふうにかえるかという問題を一つ前提としたわけでありまして、私どもは、交付税というのは、税よりも、何と申しますか、独立性の薄い独立財源であると考えております。しかし、その持つておる機能は、やはり調整財源の機能であります。従って、調整財源の機能を持たせる限度をどの辺におくかというのが問題であります。これを多くして問題を解決する方法がいろいろ、完全な独立自主財源である税をふやしていくほうがいいかというところになりますと、われわれとしては、やはり考え方は、独立自主の税財源をふやしていくというのが筋だ

うと思ひます。その財源の伸ばし方と相まって、調整機能を持つところの調整財源である交付税をふやしていくという考え方に立っているわけでありまして、従って、本年の財政計画は、独立自主の財源をもちろんふやしてあります。それとあわせて交付税の額もふやしてあります。従って、交付税の額だけを問題にするということではなくて、やはり独立自主の財源である基本的なものを中心に考えていくというのが筋筋ではないか、そういう観点から二五%というものを見ていただきたい、こういうふうな思ひであります。この二五%の場合、国家財政との関係が出てきます。従って、他の要素をあわせて考えなければなりません。そういふふうな交付税の率をお考えになっていただければいいんじゃないかと思ひます。

○中田吉雄君 自治庁の方からいたした三十一年度の地方財政計画の説明、それから官報の付録の本年度地方財政計画、これらを見ると、今、後藤さんの言われたようなことがすべて総合されて地方財政計画が組まれて、二五%の交付税の額がきまっています。でしよう。だから、その二五%で妥当なのか、妥当でないにしても、二年以上著しく異ならなければならぬのだという見解からみればいいわけでありまして、しかし、地方制度調査会等の関係からいっても、これまでの赤字は別として、単年度の赤字は含まぬという考えからいえば、自主財源の強化等も含めて、これが無理でないかというところは、給与費、公共事業その他

で、これを一々検討して見ると、二五%が妥当かどうか、なかなかめんどろじやないかと思ひますが、これ一つ、私自身だけでは恐縮ですが、選挙の関係等もあって、地方財政計画について説明を受けていないし、また、他の人に聞いても、今年くらい地方財政計画をやらなんだことはないと言ふ。国の予算に匹敵するほど重要なんですが、委員長どうでしょう、少しこの説明していただくことは……私、それから二五%が妥当なのかどうか、その問題について伺つてみたいと思ひますが、いかがでしようか。

○委員(松岡平市君) 速記をとめて。

○委員(松岡平市君) 速記を起し。

○政府委員(後藤博君) 従来の財政計画の問題点と、それから三十一年度の計画を作り出すときの財源措置とのかみ合いにつきまして、簡単に話を申し上げます。

お手元にあります地方財政計画の説明、明要旨に出ておるわけでありまして、従来と異なつておる考え方は、一番最近の決算を基礎にいたしまして財政計画を直すと同時に、従来問題になっております問題の解決をはかったということでありまして、

まず、消費的経費につきましては、給与の実態調査が行われましたので、その給与の実態調査の結果を基礎にいたしまして、財政計画の給与費の算定を適正化したという点が第一点であります。

それから給与費につきましては、さらに従来昇給の問題を二・五%しか見

ておりませんでした。国家公務員の実績が四%でございますので、四%に引き上げた計算をいたしました。これが第二点であります。

それから、もう一つ消費的経費で、給与費の中で、義務教育関係の生徒児童が非常にふえて参ります。それに伴ひまして、小中学校及び盲学校等の教員の増は、七千九百人ばかり新しく見られます。これが消費的経費の中の問題であります。これを大体この中に織り込んであります。

それから投資的経費の中では、従来国庫補助負担率等につきまして、いろいろ問題がございまして、これを一斉に大体引き上げて、地方負担の軽減をはかったのをごいいます。

それから、申しおりましたけれども、消費的経費の中の物件費につきましては、従来物件費の見方が非常に少いという問題がございまして、これも大幅に物件費の財政計画上の数字を是正いたしております。これは三十一年度、三十一年度の対比で見ただけですとわかりませんが、相当その他の物件費を伸ばしております。

それから投資的経費は、今申し上げました補助率の問題を大体片づけたのであります。

それから歳入の方は、自主財源の増徴の方法として都市計画税、経油引取税、それから国有及び公有施設についての固定資産税相当額の交付金制度並びに納付金制度等によりまして、財源の充実をはかったのをごいいます。それとあわせて、地方交付税の増率をはかったということにいたしております。数字で申し上げますと、三十年度と三十一年度で、たとえば消費的経費に

ついて申しますと、給与費で二百二十億増加いたしております。これは、先ほど申しました給与の実態調査の結果を反映すると同時に、昇給の分の計画は正を行い、同時に生徒児童の増に伴う教員の増加を見たために、二百二十億の増になります。それからその他の経費におきましては、百六十八億だけふやしております。これはいわゆる物件費の是正を行いました。従来物件費を非常に毎年節約を重ねてきておりましたので、ある程度復元をいたしたのであります。

消費的経費で、さらに義務的な経費で問題になりますのは公債費、これは昨年に比しますと百十二億だけふえてあります。従って、昨年から見ますと、消費的経費は五百八億だけ増額を立てたのをごいいます。それから投資的経費の方は、公共事業費等、事業量はそう衰りませんが、公共事業費が補助負担率が上つたために、逆に五十七億だけ昨年よりも事業費が落ちております。失対が十六億だけ増加いたしております。それから単独事業費等も多少増額をいたしております。投資的経費の総計は、三十九億マイナスになつて参ります。歳出合計で四百六十八億だけ昨年よりも経費の増額をみたしたのであります。

歳入の方は、先ほど申しましたように、地方税関係で新税を起しております。新税の方が大体総額百十二億ばかりになります。それから、譲与税のうち入場税の東京、大阪分を交付団体の方に振りかえてあります。それから、さらに一割分だけ国にリザーブして、一割分だけを当然に交付団体の方に回すということにしておりますので、そ

の関係で十六億ばかりふえておりま

す。交付団体分で申しますと、三十一億ばかりふえたことになりました。それから交付税は、昨年に比べて二百三十三億、国庫支出金は四十五億ばかりふえます。これは補助負担金、それから義務教育の關係の負担金がふえるわけでありました。それから地方債は、逆に昨年のもよりも、六十八億、昨年の最後の計画よりも六十八億だけ落してあります。雑収入の方は、逆に五十億だけふやしたということとつじつまを合わせたのでございます。従来の財政計画上の問題になっておりました点は、一応財政計画は是正したような格好になっております。そうして最後に、この交付税をその場合は二十五にするということが、きまつたのでございますが、そういう過程で、財政計画上から申しますれば、一応二十五でつじつまが合う。従来の財政計画の欠点とされておりましたものを是正したということと申し上げられるのじゃないかと思っております。

○中田吉雄君 給与費は二百二十億ですかね。この実態調査で、そういうふう実際に合うように組んだということとですね、五万人ですかね。大蔵省の關係でそれがどう調整されているのですか。

○政府委員(後藤博君) 一応数字の上で出ましたのは五万人でありましたが、そのうちで、財政計画は五万人から一五万人一千人でありましたが、五万人から、これは昨年の一月の調査でありますから、二十九年度末、それから三十年度中に整理をいたしましたもの一萬四千八百人を落しまして、三萬六千六百五十人だけを新しくした

わけでありました。

○中田吉雄君 そうすると、それはどうなるのですか、どういうふうな話が大蔵省と……何かそこはまだ、長期的な計画で合理的にやるといふようなことを書いてあるのですが、これはどういふふうになっているのですか。ただ地方公共団体にいろいろの指示を与えて、実際切らしていくのですか、どうなんですか。このたび九千五百五十人だけ整理するといふふうになってくるのですが、そういう長期計画はどうなるのですか、これは。三万幾ら

○政府委員(後藤博君) 先ほど申し上げましたように、五万一千人のうちから二十九年度及び三十年度に整理したものを引いたものを財政計画に載せまして、そうして本年度約一万人を整理する。で、本年以降、幾ら整理するかというのはきめておりません。これは、あるべき定員、まあ標準定員といふものを自治庁で作りました、それを基礎にして将来の問題は、減らすかどうかというのを考えよう、こういうことになっておるわけでありました。

○中田吉雄君 将来の計画は立っていないが、本年度財政計画で九千五百五十二人、およそ一万人やるといふ、どういふところからそういう計画を出されたのですか。

○説明員(柴田豊君) 私の方から職員

つまり財政計画の算定漏れであるか、あるいは財政計画で予想をされておつたものをこえて、地方団体が職員を置いておつたのかということにつきまして、大蔵省側も、私たちの方も、確たる証拠を持ち合っておりません。そこで水掛論に相なつたのでありますが、財政計画のあり方から申し上げますならば、地方公務員が国家公務員であれば受けるであろう給与といふものを地方公務員が受けられるように、まず財源措置をするのが財政計画の前提であらうと思ふのでありますが、そういう意味から言いますと、財政計画上の給与費総額をはじきます場合に、給与単価といふものを、職歴あるいは学歴、経験年数に依りまして、国家公務員であるならば幾らぐらい受けられるか、幾らぐらいであるかという、まあ、国家公務員と同水準に置いて給与単価を直すという点が一点、もう一つは、それじゃ地方公務員の数を、地方団体が賦課された行政を行います上において幾らぐらい職員を置くのが妥当であるかという問題に相なつていくのであります。その辺につきまして、はつきりした議論がつきませんので、また事実問題にいたしましたも、予算の編成を前にいたしました、地方団体において置かれるべき職員数といふものを計算することは、実際問題として不可能であつたのであります。そこで、実態調査の結果、出て参りました職員数から補助職員、国庫補助職員の部分を除きまして、その他の部分につきまして、財政計画上、国家公務員の行政整理とばつを合せまして実施を期待いたしました昭和三十一年一月十日以降二十九年度分と、それから昭和三十年度中に

残りの整理を期待されました人員、約一万人を、一万五千人ぐらいでありましたか、それを控除いたしましたして、残つた部分について、職員数をどう置つかという問題に相なつて参ります。

そこで、その計算をそれからあるべき職員数を導き出すのでありますけれども、その計算は今の際にはできない。そこでまあその計算は、こゝ一年間ぐらいの間に、昭和三十一年度の財政計画を作りますまでの間にそのめどをつける。それまでの間に、現在のその二十九年度の残り、三十年度の整理した人員を引いたものを使うか、あるいはそれから人員を引くかという問題になつたのであります。町村合併も進展して参つておることでもありますし、また、停年制もしかれることでありますし、大体一団体二人程度、約一万人であります、それぐのいの者の整理は期待できるのじゃないか、客観的にみまして。ともかく現在の地方公務員の数は決して少いとはいへない、多いのであります。そこで財政計画上の数字といたしましては、一地方団体二人程度、平均いたしまして、大体果で一%、市町村で二%程度であります、その程度、総合計いたしました九千七百八十八人の人員の整理を本年度中に期待するといふことにして、計算をしたのであります。

この職員数の合理的配置といふことを考えます場合には、標準定員といふようなものを作つたらどうかというふうな意見もございまして、またそういう方向に進むべきだと思ひますけれども、ただ標準定員と申し上げまして、一概に何府県何人というようにきめるのも、問題はあります。おっしゃい

して、つまり財源との見合いにおいて、一般財源で賄うべき職員というの

が幾らかというふうなものはじき方をしていかなければならぬのではないかと、うように私たちは実は考えております。使用料、手数料を見合ひにして職員を置きます場合においては別段その職員といふものを気にかける必要もないんであらうと思ふんであります。問題は税と、標準税収入、それからまあ地方交付税と申しますか、いわゆる標準的な一般財源でもって賄われるべき職員を地方財政計画上、あるいはまた、さらに進んでは地方団体別に、どのくらい置くことが適當であるかといふことをまあ計算することが問題じゃないかといふように現在考えております。いずれにいたしまして、標準職員数を作れといふ要望と申しますか、御意見は相当ありますので、そういう方向で作業を進めて参りたいと思ひております。

○中田吉雄君 そうすると、昭和三十一年度の地方財政計画では、五万人の問題は片がつかずに、来年度に持ち越して一萬四千ですか、それを引いたもの、三萬六千ですか、ということとですね。そうしてですね、本年度およそ一万人を整理することを期待するといふことになっておるんですが、その期待はかなりきびしく、命令のよ

うな形で地方団体にしているんじゃないかと思ふのですが、その整理に対する通達といひますか、地方公共団体にどういふ措置がとられていひますか。

○政府委員(後藤博君) 前段の人数につきましては、大体私どもの主張を大蔵省にのんでもらつて、一応将来の問題としておることは、おっしゃい

た通りであります。

それから、この財政計画を作りまして、地方団体に対する指導の問題は、これは財政計画はこういう数字で

もってはいいてあるということを伝えておきまして、別に個々の団体に対してどうのこうのというふうな指導はいたしておきません。個々の団体におきまして、それぞれ財政計画そのものを基礎にいたしまして、また自己の赤字の解消のために、いろいろな施策を加えて措置をしておるのが現状であります。われわれが示しておりますところは通達にも、そこまかいことは言っておりません。

○中田吉雄君 そうすると、こまかい通達や指導なしにですね。まあそれだけやらんと交付税を特別にでももらえぬかもしれないというような自治庁の方の趣旨をよくみずからくんで、ああいう各府県で強行措置をとっているんですか。なかなか私はそうでないと思うのです。なかなか私はきびしい、補助金をやらんとか、そんな行政整理をやらんのなら、余裕があるんだらうからかまわんぞというふうな相当な措置が内面指導というか、とられているんじゃないかと思うのですがね。これはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 各府県できびしい整理とか新陳代謝をやっておりますが、これはその府県々々の一般財源をどの程度伸ばせるかという、そこを基点としてこの予算をとっておるわけでございますからその予算を基礎として、どうしても、他の投資的経費に出す一般財源との振り合い、この程度でおさめようと、この点から出発して整理を考へておるのであります。こま

かい点をわれわれは、幾ら切れとか、新陳代謝を幾らしろとかいうような指導は、全然これはしておりません。

○中田吉雄君 各府県の人員整理に対する何は、傾向といえますか、それはわかりますか。きょうだめなら、一つあすでもいただきたいと思うのですが。

○政府委員(後藤博君) 各地方団体の当初から計画をして整理をする団体と、うのはそうあまた多くないんじゃないかと思ひます。これは新陳代謝の形式でもって、しかも昇給制限をいたしまして、新陳代謝から生み出していくというふうなことで、骨格予算のよう

なものを作っておるのであります。まだはつきりした財源の見通しがつかないで、そういう格好で府県なんかやっております。従つて、再建整備の団体以外におきましては、やはりまだはつきりしないというのが実際ではないか。私も別にその調べもっておりません。再建団体におきましても、本年幾ら切るかというふうなこともまだはつきりしないので、再建企画上において何人くらい新陳代謝をし、何人くらい整理をするという計画をして持つてきておるのでありますから、その段階まで行くには、もう少し時間がかかるんじゃないかと思ひます。

○中田吉雄君 特に財政収支の均衡をとらせる措置として、最近自治庁のこれは総務課ですか、財政課長と総務部長と地方課長を主として自治庁が人事のあつてを、その面です。財政課長を握つて、府県の財政収支の均衡をとらせる。それから地方課長を本省差し向けるのをよこして、市町村の財政を、収支の均衡をとらせるような措

置が私は強くなされてるんじゃないかと思ひます。最近の各府県の人員異動を見ると、総務部長、財政課長、地方課長、その三つを事実上自治庁が握ることによって官選知事は浮いてちやうど、なかなかその面から、本省差し向けて来ているから、知事の言うことをきかぬだつて、おれらは収支の均衡さええとれば、また本省へ榮転できるのだ、大県へ行けるのだという形

で、非常な強力な措置が私はとられておったと思うのですが、こういうところになかなかうまい、ちよつとかがい知れぬ指導方針が入つてきておるんじゃないかと思ひます。

○政府委員(後藤博君) おつしやいますのはまるで逆でありまして、私どもの方は財政関係ですが、逆に、財政課長をくれ、それから本省の課長を総務部長にくれ、それから本省の要求が強く、われわれの方は断るのに困つておるのであります。それから地方課長を有資格者にいたします。これは、県の中でいろいろ事情がありまして、村出身の人では非常にむずかしくて、県の中でちよつと地方課長だけは別な仕事であります。国を代表するような仕事であります。県の他の職員とはまるきり立場が違ふのであります。従つて、極端なことを申しま

すと、知事の立場とも違つたようなことをやらざるを得ないような場合もございます。従つて、非常に苦しい立場になりますので、できるだけその県に關係のない人をもらいたいという希望が県にあるのであります。そういうようなことで、最近はそのような地方課長も多くなつております。出しますときは、もちろん向うが希望してくれば、

そのポストに出しますけれども、何課長がいいというふうな出し方ではなくて、向うの希望に合った人をこちらであつて、向うの希望に合った人をこちらであつて、われわれの方から送り込んでい

る。なかなかその辺は、後藤さんの言われるようなことではない。また、地方から懇請して頼んで、もうそういうふるを得ないような、また、そういうふるにされた方がいんじやないかといふことがあつたと思ひます。これは、事実上そういう形でやつて、特に府県はもう財政収支の均衡をとるだけで、ほとんど事業もできない。それでは一つ総務課に頼んで、各府県の財政課長、地方課長、総務部長、これは自主的にその県で採用したのかどうか、自治庁

差し向けてやつておるというのが最近非常に多くなつて、なかなか本省から世話をしたきた課長は知事の言うことをきかぬで、とにかく収支の均衡を、できるだけ調整を強化し、そうして単独事業をうんと切つて、県民の立場をよそにして、収支の均衡を合はして、二年くらいしたら大県にいくとか、自治庁にまた帰らしてもらつていくというような傾向がさらに強く出て

いるのですが、一つ明日でも、総務課であつて、それはなかなか重大な問題です。われわれは聞くとこころに

ような国家公務員とし、本省差し向けるようなことをして、事実上の収支の均衡を、知事とある意味では独立したような形でやるというふうな改正法案を考へられていたことがある。なかなかその辺は、この問題は、非常に地方自治とからんで収支を合せる手段としてとられている。明日でもそういう資料を総務課の方に頼みます。例はあげませんが、なかなか多いのですよ、それが……明日出ますか。

○政府委員(後藤博君) 私の所管でないので、帰つて相談してみます。私どもはそう多くないと思つておりますけれども、くれと言つてくることは事実であります。ここにおきます財政課長なんかも、何べんもくれと言つておられて、非常に不義理をしていられるのであります。非常に粘つてこられる人があります。これは財政再建をしたいという立場からもありまふけれども、課長の場合もやはり同じようなことであります。昨年も、昨年くらいまでは……最近

必ずしもそういう傾向にはなつていないように私は思つております。昨年の春ごろは非常にそういう要求がありまして、たけれども、まあ自治庁から課長も総務部長に出しております。しかし、最近はそのような傾向でもないであります。よその各省から地方団体に出おるのでも、必ずしも自治庁だけが出おるのでもないであります。たとへば財政課長をやつておる者でも、大蔵省から出ている人がおられます。総務部長にもおられます。各省からも財政関係の人が出ているのであります。別に自治庁だけが特別な意図を持って人を送り込んでおるわけではあ

りません。

○中田吉雄君 その給与費の問題にか
らんで、増加教員算定方法というの
がありますね、財政計画の十ページ。算
定方法のところに、「政令」「その他」
とあって、「その他」の場合に、増加
学級に先生一人掛けるわけですが、こ
れではどうなるのですか。先生が病氣
したり、いろいろな場合、これでも支
障はないという見解ですか。

○説明員(柴田君) 従来は、増加教
員の算定につきましては、財政計画上
独自の算定を実はやっております。

ところがその方法をとって参ります
と、毎年義務教育国庫負担金が少し足
らないというのが現実の大体の姿なの
であります。それが翌年度あるいは年
度の途中で補正をいたしまして、国庫
補助金がふえて参る。その前は、財政
計画は従来修正はいたしません。経費
の面につきましては、すでに所要額の
経費を見込んでおりますので、もし国
庫負担金がふえて参りますと、本来
見限り不足であった国庫負担金がそ
れだけふえるのであって、一般財源
はそれだけ助かる、こういう格好にな
りますので、従来は財政計画を修正し
ておりません。そこで、その間に国庫
予算の義務教育費国庫負担金の計算と
それから財政計画上の義務教育費の計
算というものは食い違つて来ておた
るのであります。それが常に問題を巻
起しまして、毎年文教委員会あたりで
はやかまして議論をされた問題であ
ります。そこで、本年度からはそうい
う方法をやめまして、義務教育職員につ
きましては、半額国庫負担制度がある
のでございまして、国庫補助職員と
同じような扱い方をする。言いかえま

すならば、基礎は義務教育費の国庫負
担金の算定の基礎による、こういう方
法をとっておるのであります。従つ
て、もし年度途中におきまして、国庫
負担金の方の計算の基礎が變つて参り
ますと、この財政計画上の義務教育費
の算定も變つてくる、こういうやり方
に變えたのでございまして、ここに書
いてあります増加教員算定方法は、全
く義務教育費国庫負担金の計算の方法
と同じであります。増加学級に一人と
いう人数じゃ少ないんじゃないかとい
う御意見でございますが、従来の国庫負
担金は、実額負担でございまして、実
際に置いておきます教職員の数と、そ
の実給与額に応じて半額を国庫が負担
して参つた。従いまして、おっしゃ
いましては、先生が休んだ場合等に
つきましては、すでに現在の教員配置
でよろしい、むしろ所によつては多い
所があるわけでありまして、それで、増
加学級をもつて算定いたします場合に
に、それに一人当りの教員の増加を認
めればほほいはいのじゃないかとい
うのが国庫負担金算定においてとられま
した立場でございまして、その立場をそ
のまま財政計画上は踏襲しておるわけ
でございまして。

○中田吉雄君 義務教育費国庫負担
これを適用してやるといふのですが、
最近各府県とも一学級五十五人とか六
人とか、だんだんふやしてきて、なか
なか窮屈になってきておると思うので
すが、最近の各府県の動向はわかりま
せんか。大まかなところでいいので
すが……

○説明員(柴田君) 今度増員いたし
ましたあと、どういう配置になつてい
るかという問題は、五月一日現在で指

定統計に出て参りますし、私の方で

も、幾ら増員されたのかということ
目下照会いたしております。集計を
実は待つておる段階でございまして、
最近の状況は、教職員数の配置につ
きまして、合理的な基準を求めようとい
う角度から、各学校につきましても、実
際に教育委員会当局と財務当局とが共
同調査をいたしまして、そうして合理
的配置というものに努力をしておるよ
うでございまして。県によりましては、
ある年度に非常にふやしますと、翌年
度の少々の児童生徒の増というものは
既設の学級で吸収し得るような場合も
あるわけでございます。翌年度はほ
んどふやさないという場合もござい
ます。毎年ふやさないふやしておる
ような県もございまして、その間の
態容は千差万別でございますけれども、
最近の傾向は、学級というものの配置
というものを中身にわたつて実際の調
べて、そうして従来やつておりました
ように、仮定学級一学級について一何
人といったような計算はやめておりま
す。大体実際について教員の合理的配
置というものを考えていく傾向が非常
に強くなつて参りました。そのため
に、従来のごときをならした平均的
な計算と、実際について調べました計
算との間には食い違いがあるわけでご
ざいますので、教職員数の増員とい
うのはあまりございせん。従来から比
べますと、傾向的には減つて参つてお
ります。

○小林武治君 ちょっと今の関連。
今の義務教育の職員が、県によると町
村費の負担の教員がいます、それは御
存じなんでしょうね。それはどうい
ふうに見ておられるか。

○説明員(柴田君) これは御指摘の
ように、県によつてはございまして。通
常は、置いておきます形式は講師とい
う名目で、あるいは事務職員という名
目で、市町村が独自で経費を持つて学
校に配属しておる。なぜそういうよう
な現象が起つて参つたかといひます
と、これは、所によつてございませ
けれども、非常に教員の団体あるいは
父兄からやかましく言われて、そうい
うものを市町村で持つてもいいから、
一つ先生の数を増してもらいたい。い
わば非常に程度の高い教育をしてお
るという所に多うございまして。もち
ろん人によりましては、それは教員の増
員をしほから、そういう傾向が出てく
るんじゃないかといったような意見も
ございまして、私たちの承知し
ております限りにおいては、市町村当
局が父兄あるいは教員団体の方から押
されて置いておるというような場合が
多いように私たちは考えております。

○小林武治君 今の問題は、文部省の
問題かもしれないが、要するに義務
教育費は半額国庫で負担する、こう法
律で定めてあるんで、いわば市町村で
負担の要する教員を置くということは
み教員だ、こういうふうな言ひを
いと思ひますが、これを置かざるを得
ないということについては、財政当局
としてもまた考えなければならぬこと
がありやせんかと思ひますが、これ
を一つ文部省等と相談して、ある程度
しほつてみるというふうな気持はあり
ませんか。やみでこういふことをや
つておるといふことはいけない。従つ
て、これは今の正規の職員になれぬか
ら、恩給とか待遇とか、その他につ
いての保護もない。そうして義務教育職

員の国庫負担がふえれば、これをまた
振りかえるというふうな、予約みたい
な格好で入つておる。こういうこと
で、県は関与しておらぬ。こんな教員
がおるの、私は好ましくないとと思
ひますが、その点どうですか。

○政府委員(後藤君) おっしゃいま
す通り、正規の職員に直すべきもの、
やはり県が負担していくべきものだ
と思ひます。しかし特殊な団体——市町
村であります。——におきまして、
他よりも教育程度を高くするために、
市町村がその負担の職員を置くとい
う場合は私どもがちょっと押えるとい
うことはできないんじゃないか。これ
は、市町村の一般職員の数をそれだけ
ふやしたという考え方に立つて、そし
て市町村の一般職員が多いか少いか、
それを基礎にして判断すべきもので、
その一つだけをとらえて、それをやめ
るとか、やめさせるとかいうようなこ
とを考へるのはちょっと酷ではない
かと、かような考え方をいたしており
ます。

○小林武治君 今の点は、私は市町村
が事務職員をふやしておるといふのは
問題はない。これが教員の仕事をし
ておるから問題なんです。ですから私
今言うように、これはあなたの方の関
連だと思ひますが、しかし、これがほ
んとうに必要ならば、文部省の国庫負
担金の増額を要求したらいだらう
し、今みたいな状態をそのまま放置し
て、この状態がかなり広く行かれて
おります。先般私は岡山県において見
ましたが、相当人数のものがおるん
です。しかも、これがすぐにまた国庫負
担の増額のもとになって参ります。こ

ういうものがあるからして増してもいいんだ。だからして、必ずしもあなたの方に関係がないとは言われない。この点をもう少し政府としても検討してみようか。あなたのこととて文部省と、こういうことを一つやってみたらどうか、こういうふうに思うんです。

○政府委員(後藤博君) 私どもの方からも、事務的にはもちろん文部省に話しておきますし、そういう事実のあることも承知いたしております。まあ国の予算との関連の問題もございまして、さらに検討いたしまして、文部省と相談をし、その一般職員の中にやっぱり繰り入れていくという方式の方にもっていきたくて考えております。

○中田吉雄君 さつき申しました各府県別の平均した一学級当りの児童数、わかりますか、最近の。

○委員(松岡平市君) 連記を止め

〔速記中止〕

○委員(松岡平市君) 連記を始め

それでは、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時五十二分開会

○委員(松岡平市君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続きまして、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題に供し、質疑を行います。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○森下政一君 中田さんから午前中に引き続き質疑が出ると思うのですが、その前にですね、大へんおじゃましてくれども、後藤さん、地方交付税法の一部改正に関する法律ですね、その第十三条の三ですね、イ、ロとありまして、その辺わかりやすくひとつ説明してもらいたいのですが、非常に難解なんです。

○政府委員(後藤博君) この十三条のこの三の三の規定は、これはいわゆる態容補正と称しておる補正の規定であります。で、御存じの通り、単位費用を一応きめておられますが、それを段階補正とか、種別補正、寒冷補正、それからこの態容の補正というもので補正をいたしておるのであります。それでまあ財政需要を出しておるのであります。が、態容補正というのは、行政の権能が市町村によりまして違つと、たとえば人口十五万以上の都市と、人口十五万以下の都市は行政権能が違つておる、それから小さい町村と大きな町村とでは行政の質が違ひます。従つて大きな市町村になればなるほど行政の質が向上していくという考え方に立つておるのであります。従来ではそれを何で測定しておるか申しますと、点数を出しております。その態容の補正を出します基礎になりますものは、まず人口であります。人口と宅地の平均価格、経済構造、これは労働者の数であります。それからもう一つは勤務地手当、だんだん大きくなるに従ひまして勤務地手当が違つて参ります。それぞ

れの要素を点数に直しまして、市町村の場合には従つて二十段階の質にわけておるわけでありまして、だんだん勤務地手当が高くなり人口が多くなるに

従つて行政の質が變つてくると、行政権能も變つてくるので、それを点数で出しまして、何点以上は何質と、こういうふうにして二十段階に分けておるわけでありまして。その市町村はそれで消費的経費及び投資的経費の財政需要というものを増加いたしておるのであります。府県にそのまゝそれを持っていますと、府県の行政というのは、市町村の行政の寄せ集め部分だけではないのであります。別な仕事があるわけでありまして。別な仕事の部分がはつきり出てこない、従つて府県は府県の独自の態容補正をやつてもいいという要求が前からあるものであります。そういったしますと、極端なことを申しますと、府県を何段階かの果に分けなければならぬ、一等果から何等果かに分けなければなりません。こういう問題が出てくるのであります。そこで今まで踏み切りがつかないで、増額がありましたが、今回の地方交付税の投資的経費につきまして、市町村とは別な標準で投資的経費の財政需要の補正をいたしたい。そういう意味でここに府県の態容補正というものを別に上げたのであります。その態容補正を見ます場合に一体何をみるかと申しますと、ここにあります経済構造、それから人口一人当りの所得というようなものを標準にして、そうして態容補正をいたしたい、こう考えておるんであります。簡単に申しますれば一般財源の量が少なくて、そうして投資的経費の多い県、つまり逆に申しますと未開発の程度の高い所、そういう所の府県の投資的経費の財政需要を伸ばそう、そうして交付税の量を多くしよう、同

時にそういう場合には従来起債がたくさんついておりますその起債の量を減らしたい、こう、こういう考え方でこの補正を考えたのでございます。

○森下政一君 そうするとこの府県の態容補正というのは、今度初めてこういうことが採用されることになるんですね。それでそのときの経済構造というのはいくらですか、さつきおっしゃったのと同じですか。経済構造。

○政府委員(後藤博君) 市町村の場合には労働者の数が、つまり原始産業から第二次、第三次の産業に移つていけばいくほど、点数が高くなつております。ところがこの場合府県の場合は逆なことを考えておるのであります。そういう労働者の少い所に財政需要を多く見ようと、こういう計数を経済構造、つまり労働者の数、従来をやつと逆数的な考え方をいたしております。市町村の場合、そういうものを使つて財政需要を伸ばすような計数を出そう、こういうふうにご考慮しておるのであります。

○森下政一君 そういうことは今度新たにおきめになつたら、各府県当事者には説明なさるわけですか。

○政府委員(後藤博君) もうすでに各府県は知っております。従つてこのたとえば東北のような県は、これで交付税が非常に伸びるということを考えております。従つてまああまり多くないでくれという、そうすれば非常に伸びるわけでありまして。県はあまり多く取らないで、東北だけかけるようにしてもらいたいとか、その計数の取り方をこういうふうにしてくれとかいうことを言つてきております。知事さんが代表して。私もそうではなくて東

北とか何とかではなく、全国的に見まして、投資的経費が相当にありながら、一般財源が少いので、従来起債で財源を補つておるというふうな所に多くいろいろな方式を考えておるんです。その県の数を幾らにするか、どうせ傾斜をつけるわけでありまして、どのくらいにするかということはまだはつきりきめておりません。今作業をいたしまして計数は出しておりますが、まだ確定いたしておりません。

○森下政一君 後藤さん、前回の委員会ですういふことについてあなたから説明があつたんです、さつきのことについて。

○政府委員(後藤博君) 前回のときは説明いたしました。

○森下政一君 ああ、説明したんですか、わかりました。

○堀本治君 今の経済構造というのは労働者の数だけですか。生産高などという問題も入らないですか。

○説明員(柴田隆君) 大体全人口に対して占めます二次産業と三次産業の人口の比率をもつて経済構造を考えております。労働者と申しますか、二次産業に従事する人口ですね。

○政府委員(後藤博君) 第一次産業というのは御承知の通り原始産業です。第二次産業というのは鉱工業です。第三次産業というのはサービスを主にしたものです。こういうふうな段階が従来経済の言葉としてあるわけですね。全体の人口のうちで第一次産業、第二次産業、第三次産業、そういうものの割合を出しまして、その数を使つて、さつき少い所に多くいふような係数を

出すわけですね。つまり財政需要が伸び

るような係数を出す、逆数のようなものを考えたわけであります。

○堀末治君 話はわかりませんが、そうすると逆数のとり方の基準がまずきまっていますか。かりに経済構造の少い所にはよいや、これはよくわかるが、その比率をどういうふうにしてとるのか。

○説明員(柴田護君) 経済構造というのは、「人口一人当りの所得その他総理府令で定める指標」と書いてありますが、これは投資的経費を算定いたします場合に、いわば未開発投資と申しますか、要するにあまり開発されていない所、これの開発経費というものを、この補正の趣旨なのでございまして、その場合にいくと純粋に理論的に申し上げますと、人口百七十万の府県を一応標準団体として考えているわけですが、人口百七十万の府県について、土木ならば土木の中の道路費についてはいくら投資的経費を要するという計数が出て参ります。それと、たとえば青森県なら青森県の開発を要する投資的経費というものが幾らかというものが出てくる、その間の関連をどういう指標でつかむか、その指標を経済構造の逆数を使ったり、あるいは一人当り住民所得の比率を使ったり、あるいは一人当りの県民の税額の逆数を使ったり、こういうことなのでございまして、結局その指標をかみ合せたものが、標準団体の場合をいいたしますと、逆数ですから一・幾らという増になって出てくるわけですが、それは経費の性質によってどれをとるかというのは違いますが、一例をあげますと道路費で

申しますと未改修の道路面積というのがわかっていて、未改修の道路の面積の全道路面積中に占める割合というののわかるわけですが、そうしますと、その辺から改修しなければならぬ道路の面積というものが出てくるわけですが、その比率を使えばそれも一つの指標であります。

補正をどの項目に利用するかという問題は、結局この補正の趣旨から申し上げまして、土木費系統の経費、それから産業経費、特に農業行政費と林業行政費でございしますが、こういうものに態容補正を使いたいと思っております。その中で農業の場合と道路の場合ではとるべき指標が違ってくるわけですが、一がいかに経済指標と申ししましても、経済構造を中心に考えていく経費と、ほかの指標をかみ合せなければならぬ経費もあるわけではございまして、それは今部長が申しましたようにいろいろな経費について検討をしていくわけではございまして。

○堀末治君 まだ実際に指標というものはできてないのでね。

○説明員(柴田護君) まだ検討中でございまして確定はいたしておりません。

○堀末治君 それは考え方だけをここに現わしたわけですか。いすれそうすると指標ができればはつきりしたものをわれわれに説明して聞かすことはできますか。

○説明員(柴田護君) できると思っています。

○堀末治君 いつごろできますか。

○説明員(柴田護君) これは少し時間がかかりまして、大体五月の終りごろまでは作業を終りたいと思っております。

ます。

○堀末治君 そうすると、今国会中には大体そういうことを一ぺんこれによつてできたものを説明してくれませんか。きょうでもできて説明してくれればとピンとわかつてくるのですが、まあ考え方はわかったけれども、数字がわれわれには逆数というけれども、ちよつと見当がつかない。とにかくきたら一つぜひここで一ぺんわれわれに説明するようお願いしておきます。

○政府委員(後藤博君) 出てきたものは、たとえば土木費なら土木費に対して点数が何か出てきたものを何割増しにするかという数字が最後に出てくるわけですが、その何割増しにするかという数字を数値にぶつかけるだけでありまして、こういうことなのであります。その過程が今申しましたように費目にぶつていろいろなやり方をかみ合せなければ、一つの標準だけではいけません。一つの標準だけではいけません。この作業は半ばはかります。そこで昨年は実は地方財政の当面の問題を処理するのに急でありまして、その基本的作業に実は時間がなくてかかれなかったものであります。本年度はやりたいたと思っております。なおそれに関連いたしまして、おっしゃいました種別補正、種別補正と申しますのは、たとえば高等学校で申しますと、この単位費用は普通の課程の高等学校について単位費用が出ておるわけでありまして、従いまして全日制の商業課程、あるいは農業課程というものにつきましたはそれぞれ種別補正をいたすわけでありまして、また定時制高校につきましても同じような補正をいたしていくわけでありまして、そういう補正の仕方が理論的に実

階には、密度とか、態容とか、寒冷とかあるのですが、態容だけでいいのですか、もつとほかの問題もやはりこの際少し検討していく必要はないのですか、どうして態容補正だけでその実態に合うかどうかという問題もありませんか。

○説明員(柴田護君) おっしゃるようにはほかの問題ももちろんございまして、そもそもには単位費用の問題が実はあるわけでありまして、単位費用をきめましたときの標準団体の行政規模というもの、大体昭和二十五年の実態調査に基いて昭和二十六年に定めたものであります。それ以後修正を加えておりますけれども、合併も進行いたしておりますし、県の行政の内容も相当変わつて参っております。従いまして単位費用の積算の基礎になります標準団体そのものに近づきましても、根本的にメスを入れなければならぬ段階に実は来ておるのであります。本年実はやりたかったのでございまして、この作業は半ばはかります。そこで昨年は実は地方財政の当面の問題を処理するのに急でありまして、その基本的作業に実は時間がなくてかかれなかったものであります。本年度はやりたいたと思っております。なおそれに関連いたしまして、おっしゃいました種別補正、種別補正と申しますのは、たとえば高等学校で申しますと、この単位費用は普通の課程の高等学校について単位費用が出ておるわけでありまして、従いまして全日制の商業課程、あるいは農業課程というものにつきましたはそれぞれ種別補正をいたすわけでありまして、また定時制高校につきましても同じような補正をいたしていくわけでありまして、そういう補正の仕方が理論的に実

態に近いものかどうかということはおっしゃるやうに問題はあるわけでありまして、また寒冷補正に對しまして、寒冷積雪度の計算というものが実態に合うかどうかという問題もありませんか。問題があることは十分承知しております。本年度の交付税の算定の際に手のつけられるものはつけたと考へております。基本的には標準団体の行政内容そのものの分析からかからなければならぬ。それには半年を要する。大体昭和三十三年の交付税に間に合うやうに標準団体の再調査をやりたい、かように考えております。

○中田吉雄君 この補正の要因として、寒冷と同じように雨量の問題は建築物の耐用年数、損耗、道路その他に、非常な寒冷と同等の多雨地帯には影響があると思つて、これはすでに補正を加えるべきだという要請があるのに、どうして手をつけれないのですか。

○説明員(柴田護君) 雨量補正の問題もありまして、それから単位費用等の補正の問題もありませんし、ただんそういうふうにかまかく分けて参りますと、風の補正、風が非常に強いから消防ポンプがよいに要する。近県で申し上げますれば群馬県のような事例があるものであります。そうしますと今度は風でも強さが違う。しょうちゅう吹いてる風でも、非常に強い風が少し吹く場合と、相当の風が平時吹いている場合がある、そういうふうなものを補正してくれというふうないろいろな要求がございまして、交付税の計算があまり微に入り細に入りするものいかがかと実は思ふのでありますし、また国会の各委員会でもあまり計算が複雑にな

り過ぎはしないかという御要求もござりますので、その風土的自然的条件というものが決定的な影響を及ぼすものというものを取り上げておるわけでございます。寒冷補正だけを取り上げておられますのは寒冷地手当の支給の問題がありまして、これは非常に決定的な要素として財政需要に大きく影響するという意味から寒冷補正だけを現在の段階では取り上げておるわけでございます。

○中田吉雄君 それはやはり雨量はもうほとんど統計的に出ているのですし、道路の維持、建物の耐用年数等には乾燥地帯と多雨地帯とは、もうけた違いに天気のいろいろな要素とか、これはもう非常に複雑になり過ぎるんじゃないかという問題以上に、私はやっぱり考慮していただいてもいいんじゃないかと思うわけです。それから台風圏内というものもきまっていますので、宮崎、あの大隅を通ってどこを通るといふことはきまっています。やはり相当財政需要に影響していると思うのです。

○説明員(柴田護君) 理論的にはお説の問題は確かにあると思うのでありまして、十分私たちも研究はいたしておりますけれども、どの程度やるか、またどの程度そういう自然的条件のために実際にあるべき財政需要としてどこまで持っていくかという問題につきましては、なお詳細に検討する必要があります。○中田吉雄君 私は想像以上に多いと思いますから、検討をされるのに時日を要すると思うから、特別交付金でこういうものは十分また考えてもらって

いいと思います。それから公債費の元利償還分の負担というものをこれで見ることではできないものですか。

○政府委員(後藤博君) 公債費の元利負担分の中で、災害関係は一応単位費用の方で出してあります。これは大体九五%くらい財政需要で見ることになっております。災害の単独事業もこれは特別交付金で、一定の計算方式で見ることになっております。

災害以外のいわゆる公共事業をどうするかという問題は、単独事業まで含めてどうするか、単独事業というのは県が単独でやるのでありますから、これは一応別にして、公共事業関係の起債をやりたい見てもいいという要求があるものであります。しかしこれは今は単位費用を作ります場合に、たとえば土木関係であります、土木費の中に一定の耐用年数を見合うところの償却費の形で現在に入れておるのであります。その耐用年数を短くするとか、もう一つは法人税あたりの耐用年数と合わしていくとか、さらに起債の年度と合わしていくというような問題もあります。漸次それで耐用年数の方も是正いたしておりますが、なまは公共事業の公債費を載せてよいのか悪いのかという問題になります。これは問題はあります。と申しま

すのは、一般財源をできるだけ多く出してやった所と、それから起債に頼ってやった所とやり方がいろいろあります。従って一般財源をたくさん出してやった所を中心にして考えますと、それぞれの単位費用の中で見るのが至当ではないかという議論が成り立つのであります。ただ起債ばかりに頼って

る所は、おっしゃいますような議論をしております。それをどう調和させるかという問題があるのであります。その上に公共事業そのものは何と申しまして、どうしてもやらなければならぬものであります。やはりある程度県の裁量の余地のある事業が相当ござりますので、その辺をはかって参ります。あるべき財政需要として公債費をみな上げていくというところは、どうもまだ少し早いんじゃないか、別の方法でもって公債費の問題を片づけるのが筋ではないか、かように私も考えておるのであります。

○中田吉雄君 この地方交付税法の一部を改正する法律案の新規対照表に、道府県の小学校費「一人につき一学級につき二校につき」というのでみなふえていくわけですね、最初に、小学校児童数一人につき千七百五十七円が千八百八十二円、一学級につき七万九千六百三十三円が八万四千六百六十八円、一校につき十七万四千四百十円が十八万六千四百四十円というふうにならぬわけですね。これは、この計算でやった結果児童数に比べて学級数や学校数の多い所にどういう影響を与えるか。どういふことになりませんか、こういうふうな方で計算してみます。それは児童数に比べて学級数が少ない分校場、そういう所に少くいくようなことにならぬかというお尋ねなのです。こういうふうな方はどうですか。

○政府委員(後藤博君) これは小中学校費ともにですが、給与費を是正するために算出したわけでありまして、これは今までの単価を五分の一程度引き上げた、そのためにこれが変ってきたのであります。従来とは別に内容は変

ておりませんが、ただ給与単価を五%くらい上げておりますので、その上々の分がここに出てくるのであります。○中田吉雄君 この中に、単位費用で、道路の面積、橋梁の面積、これを目的税との関係はどういうふうに、これを説明して下さい。

○説明員(柴田護君) 道路の面積、橋梁の面積、河川、港湾それぞれ単位費用が下っているのはどういふわけかと、いうお尋ねだと思いますが、これは給与費の是正と〇・二五分の追加はやつておるのであります。国庫補助率も上っておりますので、それから新たに目的税として軽油引取税、それから都市計画税というものが制度改正でござりますので、その部分の目的税といたして、特定財源として落します関係上、単位費用のもとになっております。経費の総額はふえておりますが、一般財源の所要額としては減っております。

○中田吉雄君 そうすると、特別に道路がよくなるということはないのですか、その関係はどうですか。ただこれまでの内容はそういう形でやりくりして維持されるということなんです。実際の運用の面が。

○説明員(柴田護君) 目的税も入れ方によりまして、全部のものを、目的税の全額を、まあ標準団体の規模におきまして、全額これを特定財源といたします。おっしゃるような形になります。が、この単位費用の計算では、軽油引取税は六割程度を目的財源といたして置いております。四割程度は財源外に置いておきますので、その分は道路費が伸びる、道路の財政需要が伸びるということになるだろうと思います。

○中田吉雄君 県の標準行政規模の問題ですね、百七十万ですか、それからこのズレですね、はなはだしく小県の場合は、標準からのズレの関係ですね、少し話して下さい。

○説明員(柴田護君) 百七十万人の人口のありまして県を標準団体といたしましたのは、大正昭和二十五年の国勢調査を基礎にいたしまして全国全府県の平均規模をとったというのが百七十万であります。その後におきまして人口はふえておりますし、それから町村合併が進行して参ります。その都府の数の、それから町村の数の平均規模も実は変わって参っております。また現状は地方の出先機関等につきまして、相当の統廃合も行われておりますので、ここに響いてあります。地方事務所数というののも一体これだけの数かどうか、あるべき行政規模として十カ所地方事務所というものを設けることがいいか悪いか、あるいはこれを今多くの県でやつております地方事務所という形ではなくして、たとえば福祉事務所とかあるいは県税事務所とかいったようなものにまかしていく方法がいいのか、といったような問題もこの中にあるわけでございます。

それから職員配置から申しますと、このお手元に差し上げております単位費用計算基礎のずつとあとの方に、職員の配置数の表がござりますけれども、こういう職員配置数というものが大体現状においていいのか悪いのかという問題も実はあるわけでございます。行政事務の内容からいたしましても、この標準団体において一応想定しております標準行政規模というものが妥当かどうか、言いかえますな

ものがある。言いかえますな

らば、標準行政規模においてつかまえております行政事務というものは、法令によつて地方団体が執行を義務づけられております経費と、そのほかに義務づけられてはおりませんけれども、大体普遍的に地方団体が行うものと考へられておる事務というものを、標準行政規模の事務として取り上げておりますが、その事務内容そのものがその後において相当変化いたして参つたのではないかと。変化いたしておりますするならば、その行政費の計算も検討しなければならぬし、また変化をいたしておきませんといつたとしても、物価の変動その他によりまして経費の算定につきましてはお検討する部分があるかもしれない、そういう問題がいろいろあるわけですが、現実には地方団体から出て参つております資料に、全般的には来年度の政訂に備へまして全国的な調査をする予定でおりますけれども、今まで私の方の調査課あたりで調べてもらったところでは、この基準財政需要額というものと、現実の地方団体がその経費に投入いたしております一般財源というものととの比較は、県によりまして非常にこの差があるわけがございます。基準財政需要額以内でおさめておる県もあるし、それから基準財政需要額を非常にオーバーしている団体もあります。そのオーバーの程度も二割とか三割ならまあともかくとして、五割なりあるいは七割、八割というような県もあるわけでございます。それが一体何に由来するか、単位費用が非常に低いのか、あるいはまた補正の仕方がまずいのかという問題がまああるわけでございます。その辺のところをじっくりと分析いたし

て、そして単位費用の悪い所は単位費用で直さずし、補正係数の悪い所は補正係数で直していく、まあこういう方法をとつて改善をしていきたいというふうな考へておるわけでございます。○中田吉雄君 百七十万の標準規模からのズレがうまくやれるようになっていくかと、そういうことについて新たな検討はされないかということです。○説明員(柴田謙吉) ちょっとと御質問、誤解いたしておりました失礼いたしました。現在段階補正係数というものは、現段階補正係数というものでございまして、その補正の仕方が適当かどうかという問題になるかと思ひます。従ひまして、これは単位費用の問題というよりか、むしろ補正係数の問題でありまして、そういう小規模団体について、まあ最低水準の行政をやつたがために、どの程度の経費が要するかという問題があるかと思ひます。現在の段階補正の補正係数で算定いたしましたところでは、係数のカーブそのものから言ひますと、非常にわれわれは見過ぎるほど見過ぎておると思ひます。ところが結果的にはそこにズレが出てくる。なぜそのズレが出てくるかと、いいますと、私は投資的経費の算定の仕方が違ふと思ひます。で、この今回段階補正係数に第二次段階補正係数というものを想定いたしました。そういう小規模団体、本来、財源もない所では、起債で今まで仕事をやってきたやり方というものが、結局公債費になつてはね返つて参りまして、一般財源の弾力性を押さえる。ところがそういう団体では経費

につきましてもあまり弾力性がございせんので、それを経費の伸縮によつてその公債費のおおかぶさつてくる部分というものの圧力というものを緩和できない。言ひかえしますならば、そういう所には大体借金をさすべきじゃないのが借金をさしてきたに間違ひがありはせぬか。起債を押しつぱなしじや、そういう団体の開発ということはできない。従つてそういう小規模団体につきましては、投資的経費の考へ方というものを根本的にまず変えようじゃないか、そして交付税の計算上、投資的経費の算定をより合理化して、一方借金をすることによつて将来公債費にはね返つて、それが財政を圧迫するといふ現象をまあ断ち切つてしまいたい、そういうように考へておるわけでございます。補正係数だけから見れば、むしろ段階補正係数は見過ぎるほど見過ぎておるというふうなカーブが出て参つております。その矛盾は投資的経費の算定にあるというふうに考へます。

○中田吉雄君 それでは今度段階補正の問題ですか、それで大体救済できるというのですか。大体われわれがこれまで見ておると、小規模団体でも、百七十万の標準規模からずれて、百万程度は割合有利な、百万前後の、佐野さんがおられて大へん恐縮ですが、島根、鳥取は大して努力せぬでも、交付税の計算が百万程度の所は、私は全国的にみて割合その他行政費というのですか、どこかで、それからずつと市でも小さい処が、やはりたゞいま言われたいような配慮にもかかわらず十分でないんじゃないかと思ひますが、どうも百万

程度の所は割合有利になるような気がするのですが、どうですか。○説明員(柴田謙吉) 単位費用の中に消費的経費と投資的経費とあるわけでありまして、そこで消費的経費につきましては、主として人件費をみて参つております。その人件費をみて参つております場合に、態容と申しますか、いわゆるその団体の都市化の程度に応じて割増しあるいは割減をしております。それからまた小規模団体につきましては、人頭の経費が割高になりますので、その割高になる部分につきましては、段階補正係数を適用してみてくれというのが大かたの考へ方でございます。その場合に、態容補正係数を作ります場合に、市町村の態容補正係数をそのまま積み上げて県の態容補正係数にしてきたのが従来のやり方でございます。ということは、結局県の行政の質なり量というものは、これは市町村の態容いかによつてきます。市町村が原始的であれば県の行政も原始的である。市町村の行政態容が都市化しておれば県の行政もある程度都市化してゆくと考へ方に立つておつたわけでありまして、ここに一つは問題があるわけでありまして、単位費用全部を含めまして場合には、そういうような未開発の市町村の開発程度が低いという所こそ、むしろ県がかわつてやらねばならぬ仕事が多い。それは何かと申しますと、それはやはり消費的経費の部分ではないのでございまして、投資的経費の部分じゃないか。そこで従来の態容補正係数の誤まりを、第二次段階補正係数というものを作つてやろうとしたしましたのは、そういうような従来の態容補正係数の作り方の欠点を補ひたい。こういうねらいから第二補正係数を作つた。かたがたそれは地方債の運用を根本的に変える前提でもあるし、両方密接に相關連した問題というふう

に二つの考へ方に立つておるわけでございます。先ほど来のお話の小規模団体につきましては、消費的経費だけに参りましては、現在の段階補正係数でそういうおかしいことは出ていない。むしろ県の経費がかかります部分というものは、そういう市町村があまり何と申しますか、都市化していない。そこでそれを県が補う仕事というものが相当量団体の規模に比して多い。その見方というものが、従来の態容補正係数ではまともな算出されない。そういうものを救つて算出してゆくために、どうしてもそういう未開発度というものに見合った補正をやつてゆく必要がある。そこでこういうような第二次段階補正係数というものを作つて、投資的経費を割増ししよう、これは従来の普通のやり方は補正係数は連乗いたしました。従ひまして、一つの数字に対して補正係数をお互いに連乗してゆくわけでございますけれども、連乗してゆきますと、その度合いがむしろ低まるのでありまして、それよりもむしろ端的に割増しをして、そういう割増し係数を作つて補正をしてゆく、こういうような考へ方をいたしまして、第二次補正係数をとつておるのでございます。このやり方でやつてみなければならぬけれども、私たちが考へ方では、相当よくなるのじゃないかというふうな考へております。

○中田吉雄君 逆戻りして恐縮ですが、未開発というか後進性といひますが、そういうふうなのは態容補正でだい

長会長から二、三の点で私そういうことを受けているのです。

○政府委員(後藤博君) 私どもはもちろんそういう話を聞いたことはないのではありませんが、これはまあ一つの計算でもって大体やりますが、町村の分になりまして、またいま計算がでないの、またたとえば一万円とか何万円というようない数字で出している場合がございまして、そういう数字を字を作ります場合に多少その疑惑を招くようなことがあるのではないかと、事実は私はあると考えておりません。そういうことをやりましてもそれはすくばれてしまうのじゃないかと思ひます。特別交付税の非常に何かもう大体今見ますとまあある程度平均的に配っておりますし、それぞれの需要はその団体の需要ももちろん見えておりますけれども、そういう差別をつけるようなことになっていないのであります。従ってまあそういうことがどうもあるというような話はあると聞いているまいせんし、あり得ないことで、これはまあ議会に対する関係からどうしてもしようべきものがもたらえなかったために、いろいろ中傷的なことは私どもあることは聞いております。しかしそういうことはできるものではないと私ども考えております。

○中田吉雄君 私はこれは、自治庁から来た地方課長はこの件ではやらないのです、残念ながら。これはやらないのです。やはり下から積み上げてきた地方課長はかなりやっている所があるのです。そしてこれはある県ではだから交付税の特別分の各町村の割当てをはつきりせよと言います。非常にその問題が起きて、これは新聞に発表

しないのです。非常に問題が起きたことがあるのです。ですからやはりまかせきりもまあそういう悪い配分をすれば、批判の中に正しい結果がだんだん地方住民の自覚でもできるでしょう。分は自治庁で出される、それは県の地方課長が各町村のやつを積み上げたやつをやっているのです。その関係はどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤博君) 町村分につきましては一応計算で出すものがございまして、全国的に統一に出すものは町村別にして計算して一応出して持ってくる。そこでそれが出てきたらその上にあとから調整分として足すものを付加して、最後にもう一ぺん私どもの方に持ってきてまして、そしてそれをわれわれの方で見ましてこれのよろしい、こういふふうに出ておられるの、つまり、なかなか嚴重にやっておるつもりであります。前年の交付の分と本年度の割合なんかもいらんでありますし、そうへんちくりんな配分ができるようにはなっていないのであります。制度の上でもやり方の上でもなっていないのであります。まあ交付税に

○中田吉雄君 なっていないはずなんです、昭和二十八年に一兆円の予算の中で一千万、検査をやった一千万の不当があるのです。一割近い、そういうことは想像できぬことがあるのです。それは会計検査院の昭和二十八年に抜き取り検査をやったところがあつてはならぬことが一兆円の予算の一割に近い。それから昭和二十九年

だつて七百幾らあるのです。そういうことがあるのですから、それだつて同じことだと思ふのです。

○政府委員(後藤博君) おそらく錯誤のことをおっしゃっているのだと思ひます。錯誤というのはほとんど計算間違いであります。たとえば、例をあげますと、河川の両側をとるべきものを一方しか計算していない、それから道路の面積につきましてその計算方法が間違つておる、まあ多く計算する場合と、できまして道路をこの計算に入れない場合と入れておる場合、つまりプラスの得をしておる場合と損をしていく場合と、会計検査院の方でそれはいいけないというので翌年に全部是正しておりますが、普通は錯誤と申して特別に意識してそういうことをやっていると

○中田吉雄君 その計算上の錯誤のそれではなしに、会計検査院が国の予算全体、公共事業やその他の支出を検査した昭和二十八年に一割近い、二十九年はあまりひどいじゃないかというのでかなり締めていって七百幾らあつた、これなんかほとんどあり得ないことが、たとえば公共事業費、工事をやらすに於いて竣工検査をやったというところで金も払つておるといふ所もあるのですから、それはなかなか後藤さんの言われるようにきちんとできておればけっこうですが、その辺の関係一

つ注意してもらいたいと思ひます。この交付税の率を三税の二割二分から五分に上げられた、二五%に上げられたというのは、さきも言いましたように地方財政健全への道、今年度の地方財政計画、いただいた資料等いろいろの前提条件に立っておるのです、これでいいかどうかという一つの前提の中に、再建法でこれまでの赤字団体がまあ十分救済措置ができるかどうかということも一つの前提になると思うのですが、最近指定された団体の主要なものについて、再建計画を一つ、そのあらましを……もう指定されたのですか。もう京都なんかは、そういうものを出していただいて……、大よそどういふ方向で……、やはり再建法にうたつてあるどういふところに重点を置いて再建の方途を見出しておるかというようなことを、モデル・ケースでも検討してみても必要だと思ふのですが、指定された団体の再建計画の梗概のようなものを出していただくことはできませんか。

○政府委員(後藤博君) お手元にあります資料で今再建計画がきまつておりますものは、県が三団体、それから再建計画をもうすでに議決しておるものが三団体、それから市が十三団体、町村がたしか二十七団体かあつたと思ひます。あとは申し出をいたしておりまして、まだ指定日の指定が済んでいないもの、あわせてここに載せてあるわけでございます。現在府県で十一申し出がございまして、それから市で五十四、町村で百三十、こういう実情であります。この個々の団体の再建計画と申しますものは、団体によって非常に違ふのであります。増税をやる所と、増税

でなしに滞納が非常に多い、たとえば京都府のような滞納が相当ございまして、よくな所はまず滞納整理をやつて、その上で新しい財源の増強を考えた方がよろしいということ、初めからの増税は織り込んでおりません。京都府の場合もやはり同じやうなふうになっております。しかし他に財源がなくて、ある程度の事業もやつていきたいというやうな所につきましては、やはり財源はその他の増強方式を考えなければならぬというふうになっておりました、県の中でもいろいろ違ひますし、県と市町村との間で再建計画それ自体が異なつております。従つて一定の方式というものはなかなかむずかしいのであります。その団体、その団体の従来の赤字の原因を探索し、同時に財政構造を見ながら再建計画を立てていくという考え方で現在やっております。できましてもの、その中で議論して再建計画を出したのもございまして、これはお手元にお届けして御検討願ひたいと思つております。

○中田吉雄君 それは後藤部長が言われるように赤字のよつて来た原因がいろいろあるから再建の方向の内容は違ふでしょうが、しかし大よそその傾向というものは滞納を処理するとか、行政整理をするとか、徴税を一ぱい取るとか、単独事業をやらぬとか、もういろいろ……一つでやれる所はないと思ふ。だから大よそどういふ傾向にあるかというところは、少くとも府県の指定された団体を見れば、大体の傾向は出なければならぬと私は思ふのです、特殊性の中にも……。

○政府委員(後藤博君) 非常にむずかしいのは府県でありまして、市町村の

第二部 地方行政委員会会議録第二十八号 昭和三十一年四月二十六日【参議院】

方は事業のやり過ぎが非常に多いのであります。従つて事業をしばらくやめることによって再建計画は割合簡単に立てられます。府県になりますと、事業のやり過ぎと同時に消費的経費を非常にふやしておる所もございします。で、そのやり方についていろいろあるわけでありまして。結局経費の節減を中心にして、滞納その他の税の徴収率の引き上げ等で一応計画を立てる、その計画の年度は、ある一定の方程式でもって計画の年度をきめて、その範囲内で年度をきめて立てるとかいう考え方であります。やむを得なければ新増税というものを考えるというのでありまして、これはやむを得ない例外的な場合でありまして、経費の節減でいけるところはそれでいこう、こういう考え方をしております。

○中田吉雄君 それを何か一覽表みたいにしておよそ再建計画を何年にして、節約を幾ら、徴収の強化を幾ら、滞納の処理は幾らというふうに、大体各府県別に……どれ一つで解決するということは私に思ふのです。やはり徴収の強化をどうするか、滞納処理をどうするか、単独事業をどれだけ切るとかという各府県別のパーセントが出てくるのです。それはできないのですか。

○政府委員(後藤博君) たとえば税でありますれば割合簡単であります。税の自然増をどの程度見ていくかというのが一つであります。これは一定の方程式でもって各税別の税務部で作っております。今度はその徴収率はどうかと申しますと、その徴収率は現在の徴収率をどのくらい引き上げるか、とができるか、これは大体類似団体の

徴収率、全国の平均、それから全国の最高等をにらんできめております。それから滞納の場合にもやはり同じように滞納の類似団体の徴収率、それから最高の徴収率、平均の徴収率等をにらんできめております。これは滞納の額によつて非常に異なつて参ります。そういうふうなその団体の徴収率で、まづいくのであります。たとえば税は九五%以上でなければいかぬとか何とかいうことを申しまして、非常に低い、六〇%とか七〇%しかなかったところは一応八〇%にそれがだんだん上つていくという方式でなければならぬ。実行ができませんのであります。そういう所は従来その団体の徴収率を基礎にして漸次向上していくということになるのであります。それを最後に幾らにしなければならぬかということに、それはやはり全国平均で全国の同じ類似団体の最高というふうなものを標準に持つてきめておるのであります。従つて初めから予定して幾らに引き上げるといふことではないのであります。

○中田吉雄君 私はやはり一覽表みたいなものができると思ふのです。たとえば赤字なら赤字、黒字なら黒字、再建計画は期限が何年、そして徴収の強化とか、人員整理とかずつとやつて、それにはめていけば大体の各府県の再建の方向といふものは一覽表に要約できなければならぬと思ふのです。できないのですか。

○政府委員(後藤博君) その赤字だけを、現在ありますと十億とか二十億とか赤字だけを消す計画ではないかぬのであります。たとえば五年なら五

年の間に財政事情がどうなるかということも計画の中に入るものであります。従つて公債費の伸びる団体は赤字以上に公債費が伸びる所もありまして、赤字という所も期間中に伸びていくという所もありません。従つてその期間をどういうふうなきめて、その間に財政事情がどうなるかというものを、そうしてあとそれを補てんするために過去の赤字と将来出るであろう財源不足額とを合せたものを計画の中に盛つていくのであります。従つて各団体ごとに違つた姿をとるのであります。

○中田吉雄君 だからそういうことを合めてやはり要約できると思ふのです。私、私は、

○政府委員(後藤博君) 相当団体が出てくればおもしろいようなことが帰納的に出てくるかもしれません。しかし今あらかじめその非常に異なつていく団体の財政を統一的にこうしなければならぬ、こういうふうな数字でもつてそれをやつていくといふことは、非常に冒険でありますし、できないのであります。

○中田吉雄君 そうじゃない。こうしなくちゃならぬというのじゃないに、お宅の方に地方議會を通して再建計画を持つてきて指定を受けたのです。あれでしよう、すでに。その指定団体の再建計画の方向を要約してもらいたいといふことなんです。

○政府委員(後藤博君) もうすでに指定を受けた……受けるということはまだ議決してないものであります。再建計画を作つていない、こういう指定を受けてその基準日を中心にして再建計画を作つてくるのであります。従つて

再建計画は作つていないということ、が、言えるのであります。三十年で議決したものはあります。そうでないものは、これから作つて持つてくるのであります。大部分のものは今個々の団体が持つてきておる段階であります。まだ持つてきていない団体がたくさんあるのであります。

○委員(松岡平市君) ちょっと私聞きますが、後藤君はそれをきつくりしていただきたまはるよろしいと思ふ。たとえば今あなたの方の再建整備がそれ、その果で議決された果があるかどうか、あるいは市があるかどうか、それがまだこれだけしかない、途中だといふことではあれば中田君の注文に対してはつきりするのです。いかにももうあなたの方といろいろ話し合ひをして、かもしれんけれどもまだ議決されておらぬ、決定されておらぬという段階を、もう少し詳しく御説明になればわかると思ふのです。

○政府委員(後藤博君) このお手元にありますので、さつきちょっと申しておつたのであります。府県の中で、もう議決しておりますのは三団体であります。これは京都府と、それから長崎県と兵庫県の三つです。この三つだけはお宅の方で議決を受けて持つてきておられます。それから市の中で数字だけ申しますと、たしか十三団体が議決をしていて思ふます。それから町村は二十七団体だけが議決をして持つてきております。それ以外の団体は今申しましたように指定日をまだきめていない団体、申出だけを議決して、指定日をきめておりますものは現在再建計画を作つておるのであります。まだ議會にもかけておりません。そういう

ようなことになっておまして、それぞれの団体、たとえば今きまつておりますが京都のやり方と長崎のやり方と、兵庫のやり方はそれぞれ違つております。市でもやはり同じように違つております。ですからそれがもう相当出てくれば、一つの帰納的な形が出てくると思ひますけれども、まだその段階までになっていないと私もは見えております。

○小林武治君 関連で。私もそれを見んな積み上げて、そうして一つの傾向を出すといふことは今むづかしいかも知れないが、ある果とある市の赤字の状態でこういふ、これをこういふふうにするのだというふうなケースだけでも一つ二つ説明していただいても非常に役立つんじゃないかと、こういうふうに思ひますがね。今すぐにはこういうことなら、適当な機会に、要するにこの果の再建計画がこういうふうになつて、これでうまいいくのだという説明をぜひ願ひたいと思ひますが。

○委員(松岡平市君) 私から申し上げますが、結局今あげられた、すでに議決したものが三府県ある、これは非常にそれぞれ違ふ、あなたが持つてくる通り違ふ、京都と長崎と、兵庫、このあるいは市の中でもそういうタイプ的なものを抽出されても、将来できてしまつてからわかれわかれで騒いでみても一向どうも済んでしまつたといふことになる。今タイプカルのことについてここにある府県だけでも十一ですか、このうち三つは一応議決されておる。今あなたのおっしゃる通りそれぞれ様子は違つてゐる。あなたの方が再建計画として認められた内容も大へん相違があるだらうと思ふ。これはそのまま

再建計画は作つていないといふこと、が、言えるのであります。三十年で議決したものはあります。そうでないものは、これから作つて持つてくるのであります。大部分のものは今個々の団体が持つてきておる段階であります。まだ持つてきていない団体がたくさんあるのであります。

出されてもいいんじゃないか、三つの府県についてですね。市等については中田君が言われるように表を作らなくともよろうと思う。三つのものを大体順序で並べられれば、お互いが見てどこに力点を置いているかということが出てくると思う。これはやはり当委員会として再建整備に無関心ではないわけですから、今大へん忙しいことはいわかっております、あなたの方は再建整備でいろいろなこと忙しいことわかっておられるけれども、なるべく早い機会に、そのうち少くとも済んだものでこれはどうせわかることなんですから、一つ内容を比較のわかりやすいように、小さな数字等は捨ててもかまわないですから、出して、各委員に配付できれば大へんけっこうだと思ひます。そういう手続とれますか、できればとてやうて下さい。

○政府委員(後藤博君) 承知しました。

○委員長(松岡平市君) 中田先生その点は一応よろしゅうございませうか。

○中田吉雄君 この再建の指定の申出というのですか、割合この希望者が多いと思うのですが、大体どうなんですか、あつちこつち、かなり指定を受けてみようかという……どういうわけでしょう。

○政府委員(後藤博君) 私どもはまあ全部で三百ぐらい初め考えておりました。府県は、申し出団体は私どもはせいぜい十四、五ぐらいじゃないかと思ひておりましたが、大体そのくらいになるようであります。今十一あります、市は私どもも百ぐらいじゃないかと

まあ踏んでおったのでありますが、これはわかりません。非常にひより見をしてる市がたぐさございませう。で、百ぐらいにはなるのじゃないかと思ひておりましたが、これはもう少したぬとわかりません。町村は二百五十から三百くらい——私どもは少く二百、多く二百五十くらい、合せて全体で三百前後じゃないかというふうに考えておりますが、町村はこれはもう大たい所は出てしまつております。各府県はいろいろ地方課長や何かの意見を聞きますと、出る所は出ておりますが、全然空白になつて、ブランクになつてゐる所は幾つ出るか、ほとんどないやうな県もございませう。一つしか、たとえば大分であります、市はほとんど全部ありません。これはほとんど全部、赤字はありまして非常に少ないわけでありまして、町村が一つかないし二つというやうな所もありませう。ブランクのところの町村がどのくらいになるかまだ見当はつきません。大体まあ三百ぐらいじゃないかと、こういうふうには思つておられます。別に市の関係は少しおくれに思ひます。

○中田吉雄君 それでは、再建債は大体予定された額で間に合ふのですか。

○政府委員(後藤博君) 大体私どもは再建債は間に合ふと考えております。ここに出ておられますもの赤字の総額は、これは市町村の申し出の赤字の総額がたしか、二百六、七十億くらいじゃないかと思つております。もう大きいところは大体出て参つておりますから、大体四百億でまかなえるのじゃないかと思つております。

○松澤兼人君 中田君がさつきから言つてゐる資料ですね、その資料もやはりそういうことなんです。それが出しては質問する必要はない。申し出の赤字がトータルして四百億なら四百億、大体のところいいからそういうのを知りたいというのじゃないですか。

それからいろいろ委員長もおつしやつたのですけれども、定員をどのくらい減増するとか何とかがいふようなことですね、そんなことはまあむずかしいですから、全部のものを計算するといふのはむずかしいでしょうけれども、代表的にいつて、三府県と、それから数都市と、そのくらいのもを拾つて、こういう方法で再建しよう、少くとも赤字の額がここに書いてあつて、合計できるやうなふに、数字がこれよりももう一つ詳しいものがあれば参考になる、こういうわけですね。そんなものはじきでございませう。

○政府委員(後藤博君) これは毎日この数が出てゐるのであります。ふえておるわけでありませう。百四、五十くらいいふときに私ども今の数字を一応集計してみたのであります、そのとき、二百四十億くらいの数字が出ております。それから推算して二百六、七十億じゃないかと、こういうふうには今申し上げたのであります。もちろんこの申し出の団体の赤字の集計をこれと合せて私どもやるように言つておられますから、できておるかもしれせん。これは正確にわかりませうれば出したいと思つております。

○松澤兼人君 何日現在でもいいです。

○委員長(松岡平市君) これについてはお申しませんが、申し出があればだんだんふえていくわけですから、どこでもけつこうです。今言うように四月末日なら四月末日、三月末日なら三月末日、ある程度たまつたところで、この表のところをこれだけだ。あなたがおつしやるように、あとは小さくなるが、その見込みが大体これくらいだといふくらいのこと、そんなにむずかしいことでもない。大へんこまかいことではないのだから、どこかで押えて。いつも動くなということは、大へん明敏な後藤君の答弁にも似合ふかと思ふ。どこかで押えられて……。

○政府委員(後藤博君) それはできません。計算だけの問題ですから……。

○委員長(松岡平市君) 一べんお出しになつて……再建整備といふことは、当委員会として非常に関心を持つてゐるわけですから、どういふふうにやつておられるかといふことを要求しなくとも、ある程度あなたの方から委員たちに関心を持ってもらへるやうな資料を、できるだけお出しになるということは当然なことだと思ひます。かたがた要求もありましたから、要求のなかつた分については、絶えず資料を当ようなことにしては、絶えず資料を委員会に出すようにしていただきたい、委員長から要求申し上げておきます。

○中田吉雄君 大蔵大臣にこれはちよつとその問題とはそれますが、おいでになるときにお伺ひしようと思ふのですが、公債費の問題ですがね。今度の地方財政計画でも、普通会計における地方債の額を漸減するという一つの方向は打ち出されてゐるのです、来年年度あるいはその次くらいには、根本的なこの問題に検討されなければいかぬと思うのですが、大蔵省とこれについて協議されたやうなことがあるのですか。あるいは自治庁としてこの三十一年度のこの国会が済んだくらいのところの基本計画を立てるやうな……、このままいかれるという方針ですか。

○政府委員(後藤博君) この三十一年度の財政計画のときに、利子補給の方角といふのを一応強く示したのでありますが、これがなかなかむずかしいので、借りがえ債だけの方式になつたわけでありませう。しかしこの問題をどういふ形で片づけるかといふことになりますと、大体方向としては、かねがね申しておりますように、起債の額をだんだん減らしていくといふことであります。その上に立つて従来の起債を肩がわりする方式を考へるか、それから利子補給の方法を考へるか、あわせて低利の借りがえの方法を考へるか、大体方向はその程度じゃないかと思ひます。従つて来年年度の予算の場合に、そういう問題につきましてもさらに協議をいたしまして実現をはかるやうにしたいと考えております。三十一年度の財政計画がきまつてからその後は何ら交渉はいたしておりません。

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始め

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政の再建等のための公共

事業に係る国庫負担等の臨時特例
に関する法律案（予備審査のため
の付託は二月二十八日）
一、地方交付税法の一部を改正する
法律案（予備審査のための付託は
二月十五日）
一、地方財政法等の一部を改正する
法律案（予備審査のため付託は二
月二十八日）

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局